

案件 2

「摂津市とのごみの広域処理について」

摂津市とのごみの広域処理について

1 広域連携の概要

- (1) 広域処理施設 茨木市環境衛生センター
- (2) 処理対象物 両市域で発生した一般廃棄物（し尿を除く）
- (3) 連携の形態 地方自治法に規定する「連携協約」と「事務の委託」との組み合わせ
- (4) 費用の負担
 - ア 施設の整備に要する経費：均等割40%、人口割60%
 - イ 廃棄物処分に要する経費：均等割33%、ごみ量割67%
- (5) その他
 - ア 茨木市環境衛生センターの長寿命化工事による施設整備
 - イ 摂津市域から処理施設に直接進入するための専用橋を設置(摂津市負担)

2 これまでの経緯

- (1) 平成26年12月 摂津市から茨木市に、ごみ処理の広域化についての検討を依頼
- (2) 平成27年5月 両市の事務担当職員で構成する「広域ごみ処理連絡調整会議」を設置し、協議を開始
- (3) 平成30年12月 「廃棄物の広域処理に関する基本合意書」に調印
- (4) 令和元年12月 両市議会において、連携協約の締結に関する協議について議決。これを踏まえ、「茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約」を協議により締結（同日、広域連携の効力発生）

3 連携協約の制度について

- (1) 根拠法令 地方自治法第252条の2
- (2) 制度の概要
 - ア 地方公共団体が他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度。
 - イ 連携協約の締結により地方公共団体は当該連携協約に基づいて分担すべき役割を果たすために必要な措置をとることが義務づけされる。また、連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。
- (3) 制度の特長 法人の設立を要しない仕組みであるため、設立や組織運営の費用が発生しない簡易な制度でありながら、締結には議会の議決を要件としており、廃棄物処理費の削減と制度の安定性が両立できる。

4 広域処理に向けてのスケジュール

| | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) |
|--------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 広域連携事務 | ★連携協約締結 | | | ★協議により事務委託規約を定める | ★委託事務の執行 |
| 施設整備工事 | | 環境衛生センター長寿命化工事、場内整備 | | | |
| | | 専用橋設置工事（摂津市） | | | |

茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約

茨木市（以下「甲」という。）及び摂津市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が循環型社会の形成に関する施策の推進において相互に役割を分担し、連携することにより、甲及び乙の区域における持続的な発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に定める取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組）

第3条 甲及び乙は、一般廃棄物の適正処理に関する取組について連携するものとする。

（役割分担）

第4条 前条に規定する取組に係る甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 甲は、その区域における一般廃棄物の適正な収集及び運搬並びに甲及び乙の区域において発生した廃棄物の適正な処分の確保に努める。

(2) 乙は、その区域における一般廃棄物の適正な収集及び運搬並びに甲の廃棄物処理施設への適正な搬入及び乙が行うべき処分の確保に努める。

（事務執行等）

第5条 前条第1号の甲の役割において、乙の区域において発生した廃棄物の適正な処分に係る事務の執行は、法第252条の14第1項の規定による事務の委託によることとする。

2 前項に規定する処分の対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうち、ごみに限るものとする。

（費用負担）

第6条 第4条第1号に規定する廃棄物の適正な処分の確保に要する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費は、各経費の100分の40を均等割、100分の60を人口割とし、甲及び乙がそれぞれの割合に応じて負担する。

(2) 廃棄物の処分に要する経費は、各年度の経費の100分の33を均等割、

100分の67をごみ量割とし、甲及び乙がそれぞれの割合に応じて負担する。

(3) 周辺環境対策に要する経費は、前条第1項に規定する事務の開始の日から1年を経過する日までに生じたものは、甲及び乙による均等割とし、その後に発生したものには、廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費における負担割合を適用する。

（協議）

第7条 甲及び乙は、それぞれが担う役割に基づき連携する取組に関しての連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

附 則

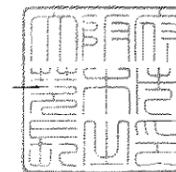
- 1 この連携協約は、締結の日から効力を生ずるものとする。
- 2 第5条第1項に規定する事務の開始時期は、令和5年度当初を目途とする。

令和元年12月23日

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

茨木市長 福岡 洋



摂津市三島一丁目1番1号

摂津市

摂津市長 森山 一正

